

公益財団法人スペシャルオリンピックス日本

地区連絡協議会運営規程

（目的）

- 第1条 本規程は、理事会規則第8条2項に基づき、公益財団法人スペシャルオリンピックス日本（以下、当法人）の理事会が開催する地区連絡協議会（以下、協議会）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（活動内容）

- 第2条 協議会では、当法人と地区組織が一つのジャパン・プログラムとしてSO活動の発展に資する活動を行うために以下の情報・意見交換を行う。
- (1) 当法人と地区組織及び地区組織相互の情報交換、連絡調整
 - (2) 地区組織から当法人への意見提案
 - (3) 地区活動に必要な研修等
 - (4) その他、協議会の目的達成に必要なこと

（出席者）

- 第3条 協議会には、当法人の認証を受けた地区組織及び設立準備委員会の代表者並びに当法人の役員及び評議員が出席できる。
- 2 地区組織からの代表者は、会長又は理事長、理事1名、事務局長の3名以内とする。設立準備委員会もこれに準じる。

（陪席）

- 第4条 第3条に規定された代表者でなくとも地区組織の会長又は理事長の推薦を受けた地区組織の会員若干名は、協議会に陪席することができる。但し、当法人の事務局に事前に連絡を行うこととする。

（開催・運営）

- 第5条 協議会は、原則として年1回、当法人の毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
- 2 協議会は当法人の代表理事が招集し、議長は代表理事が指名した者が行なう。
 - 3 当法人の地区担当理事は、協議会において地区組織及び設立準備委員会の意見提案が集約されるように努め、必要な事前準備等を行う。

（経費）

- 第6条 協議会の参加に要する経費は、各地区組織、設立準備委員会の負担とする。
- 2 ただし、設立準備委員会の参加経費については、当法人が補助することがある。

（庶務）

- 第7条 協議会の開催に関する庶務は当法人事務局において行う。
- 2 協議会の開催に関する記録の作成及び保管は、総務部長が行う。

（変更）

第8条 本規程の変更は、理事会の議決を経て行う。

附則

1. この規定は、平成24年(2012年)3月13日から施行する。
2. 改正 平成28年(2016年)9月14日